

平成24年3月22日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 堤 義景

平成24年(ハ)第28号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年3月8日

## 判 決

山口県下松市

原 告	X /
-----	-----

山口県周南市

原 告	X 2
-----	-----

上記2名訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告	アイフル株式会社
-----	----------

同代表者代表取締役

同訴訟代理人

## 主 文

1 被告は、原告 X / に対し、74万3116円及びうち69万3739円に対する平成22年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 X 2 に対し、38万0621円及びうち30万8008円に対する平成23年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

4 この判決は、仮に執行することができる。

## 事実及び理由

第1 請求の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

1 本件は、原告らが、貸金業者である被告に対し、被告及び平成23年7月1日被告が吸收合併した株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）と原告らとの間の金銭消費貸借契約に基づいて了弁済につき、利息制限法所定の制限利率を超える利息を付して了弁済したことにより過払金が生じ、かつ、被告及びライフは民法704条にいう悪意の受益者であるとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び過払金に対する民法704条前段所定の利息の支払を求める事案である。

2 前提となる事実（裁判所に顯著な事実、当事者間に争いのない事実、末尾括弧内に記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- ① 被告及びライフは、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律）3条所定の登録を受けた貸金業者であり、原告らはその顧客であった（弁論の全趣旨）。
- ② 原告X1と被告との間には、被告を貸主、同原告を借主とする金銭消費貸借基本契約に基づく平成11年12月8日から平成22年4月26日までの取引があり、その取引の内容は、別紙計算書1の「年月日」欄、「貸付金」欄及び「支払金」欄に記載のとおりであった（甲1）。
- ③ 原告X2とライフとの間には、ライフを貸主、同原告を借主とする金銭消費貸借基本契約に基づく平成16年2月26日から平成19年3月29日までの取引があり、その取引の内容は、別紙計算書2の「年月日」欄、「貸付金」欄及び「支払金」欄に記載のとおりであった（甲3）。

3 被告の主張

- ① 悪意の受益者に該当しないとの主張

被告及び被告が吸收合併したライフは、いずれも、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のものを指す。以下同じ。）17条1項、18条1項所定の書面を交付する十分な態勢を常に整備してこれらの書面を顧客に交付していたこと等から、原告らとの取引においても、利息制限法所定の制限を超

える利息を債務の弁済として受領するにつき貸金業法43条1項の適用があると認識しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。したがって、被告及びライフは、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当しない。

② 過払金に対する法定利息が発生する時期についての主張

仮に、被告及びライフが悪意の受益者であったとしても、過払金に対する法定利息が発生するのは、訴状送達の日の翌日からである。

③ 仮に、被告及びライフが悪意の受益者であったとしても、過払金から発生する法定利息を、その後の新たな借入金債務に充当することはできない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 被告の主張①について

金銭を目的とする消費貸借において利息制限法所定の制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分について無効である。貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるとされているが、このような法の趣旨からすると、貸金業者は、同項の適用のない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は、不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が利息制限法所定の制限を超える利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決）。

これを本件についてみると、被告は、被告及びライフが利息制限法所定の制限を超える利息の受領に際し貸金業法43条1項所定の要件を満たしていることに

ついて、本件各取引に関して立証をしていないから、被告及びライフは民法704条の悪意の受益者であるとの推定を受けるものであるところ、この推定を覆す特段の事情について、前記第2の3①のとおり主張しているものの、本件各取引に関して具体的な主張立証をしていないから、上記の特段の事情があったと認定することはできない。そうすると、被告及びライフは、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当するというべきであるから、被告の主張①は採用できない。

## 2 被告の主張②について

金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生の時から同条前段所定の利息を支払わなければならない。このことは、金銭消費貸借が、貸主と借主との間で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金発生当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合でも、異なることはないと解するのが相当である（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決）。

これを本件についてみると、被告及びライフは、前記1のとおり、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当する（なお、本件各取引は、上記の充当合意を含むものであったと解される。）から、被告は、発生した過払金に、その発生の時から民法704条前段所定の利息を支払わなければならないというべきである。したがって、被告の主張②も採用できない。

## 3 被告の主張③について

過払金に対する法定利息は、過払金に付帯して発生するものであることからすると、前記の充当合意のある場合において過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する際には、過払金に対する法定利息もその借入金債

務に充当する（法定利息、過払金元金の順で）こととするのが、前記の充当合意の趣旨であると解される。

また、原告 X2 とライフとの間の本件取引について利息制限法所定の制限内で充当計算をすると、別紙計算書2のとおりとなるから、同取引においては、過払金が生じた後に新たな借入金債務は発生していない。そうすると、同取引については、被告の主張③は前提事実を欠くものであって失当である。

したがって、被告の主張③も採用できない。

#### 4 結論

以上を前提に、本件各取引について利息制限法所定の制限内で充当計算をすると、別紙計算書1、2のとおりとなるから、過払金とその利息は、原告らの各請求額に一致する。そうすると、原告らの請求はすべて理由がある。

なお、被告は、仮執行免脱宣言を求めるが、相当でないのでこれを付さない。よって、主文のとおり判決する。

周 南 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 濱 崎 裕

これは正本である。

平成24年3月22日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 堤 義 景

